

焼津市開発行為等に関する規則

平成8年3月13日規則第3号

改正	平成12年3月29日規則第20号	平成13年3月9日規則第1号
	平成13年8月21日規則第13号	平成14年9月2日規則第43号
	平成15年3月31日規則第5号	平成16年7月28日規則第15号
	平成19年2月19日規則第16号	平成19年8月22日規則第53号
	平成24年3月27日規則第11号	

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)に基づく開発行為等に関し、法、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(開発行為の許可申請)

第2条 法第29条第1項の規定による開発行為の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に法第30条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の公図の写し
- (2) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (3) 開発区域の土地の求積図
- (4) 予定建築物の計画平面図
- (5) 省令第16条第2項括弧書に規定する開発行為にあつては、設計概要書
- (6) 申請者の住民票(法人にあつては、法人登記簿の謄本)
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(設計図書等)

第3条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は第1号様式によるものとし、前条第5号に規定する設計概要書は第2号様式によるものとする。

2 省令第17条第1項第3号に規定する書類は、第3号様式による開発区域内権利者一覧表及び第4号様式による開発行為の施行等の同意書とし、開発区域内に公共施設となる土地を含む場合にあつては、開発行為の施行等の同意書には印鑑証明書を添付するものとする。

3 省令第17条第1項第4号に規定する書類は、第5号様式による設計者の資格に関する申告書とし、省令第19条に規定する設計者の資格を証する書面を添付するものとする。

4 法第33条第1項第12号に規定する書類は、第6号様式による申請者の資力及び信用に関する申告書とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前年度の法人税又は前年の所得税の納税証明書
- (2) 法人にあつては法人の登記簿謄本、個人の場合にあつては本籍地市町村長の発行する身分証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(直前の事業年度のもの)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

5 法第33条第1項第13号に規定する書類は、第7号様式による工事施行者の能力に関する申告書とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前年度の法人税又は前年の所得税の納税証明書
- (2) 法人にあつては法人の登記簿謄本、個人にあつては本籍地市町村長の発行する身分証明書
- (3) 建設業の許可証の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

6 法第32条の規定による同意を得たことを証する書面は、第8号様式による都市計画法第32条の規定に基づく同意書とする。

7 法第32条の規定による協議の経過を示す書面は、第9号様式による証明書(新設する公共施設一覧表)とする。
(既存権利者の届出)

第4条 法第34条第13号の規定による既存権利者の届出は、第10号様式による届出書に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 配置図
- (5) 現況写真
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(開発許可に係る事項の変更)

第5条 法第35条の2第1項の規定による開発許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、第11号様式による変更許可申請書に第2条に規定する書類及び図書のうち当該変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。

2 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更をしようとするものは、第12号様式による変更届出書により市長に届出なければならない。

(工事着手の届出)

第6条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手する前に、第13号様式による工事着手届を市長に提出しなければならない。

(工程報告)

第7条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事があらかじめ市長が指定した工程に達した場合は、第14号様式による指定工程報告書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合において災害の防止等のため必要と認めたときは、当該開発区域において行われる工事の状況を検査することができる。

(工事完了届)

第8条 法第36条第1項の規定による工事完了の届出は、省令第29条に規定する届出書に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 擁壁及び防災施設の出来形図
- (2) 工事の施工状況が確認できる写真
- (3) 公共施設表示図
- (4) 公共施設の移管に必要な書類
- (5) 区画確定測量図(宅地分譲のとき)
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(建築等の制限解除)

第9条 開発許可を受けた区域内において、法第37条第1号の規定に基づく建築制限等の解除を受けようとする者は、第15号様式による開発区域内における建築等制限解除申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 申請に係る建築物等の各階平面図及び立面図

- (4) 現況及び工事の状況が確認できる写真
- (5) 擁壁及び防災施設の出来形図
- (6) 公共工事の施工状況を示す書面
- (7) その他市長が必要と認めるもの
(工事廃止の届出)

第10条 法第38条の規定による工事廃止の届出は、省令第32条に規定する届出書に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した図書
- (2) 工事の廃止に係る地域を明示した図面
- (3) 既に着手している工事を廃止する場合にあっては、廃止時の土地の現況図
- (4) 現況写真
(制限区域内における建築の許可)

第11条 法第41条第2項ただし書の規定による制限区域内における建築の許可を受けようとする者は、第16号様式による許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 申請に係る建築物等の平面図及び立面図
- (4) 現況写真
(予定建築物等以外の建築等の許可)

第12条 法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可を受けようとする者は、第17号様式による許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 申請に係る建築物等の平面図及び立面図
- (4) 市街化調整区域にあっては、法第34条各号のいずれかに該当する理由を示す書面
- (5) 現況写真
(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可)

第13条 法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する許可申請書に、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 政令第36条第1項各号に該当する理由を示す書面
- (2) 敷地概要書(第18号様式)
- (3) 土地の公図の写し
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) 土地利用計画図
- (6) 申請に係る建築物等の平面図及び立面図
- (7) 申請者の住民票(法人にあっては、法人登記簿の謄本)
- (8) その他市長が必要と認めるもの

第14条 削除

(地位の承継の届出)

第15条 法第44条の規定により開発許可の地位を承継した者は、第19号様式による届出書に地位を承継したことを証する書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(地位の承継の承認)

第16条 法第45条の規定による地位の承継の承認を受けようとする者は、第20号様式による地位承継承認申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施工する権原を取得したことを証する書類
- (2) 省令第16条第5項に規定する資金計画書
- (3) 第3条第2項、第4項及び第5項に規定する書類

(開発登録簿)

第17条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)の調書は、第21号様式によるものとする。

(登録簿の写しの交付)

第18条 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、第22号様式による交付申請書を市長に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧所)

第19条 省令第38条の規定による登録簿の閲覧所(以下「閲覧所」という。)を焼津市役所に置く。

(登録簿の閲覧時間)

第20条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 閲覧所の休日は、焼津市の休日に関する条例(平成2年焼津市条例第4号)第1条第1項各号に掲げる日とする。

3 市長は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は休日を設けることができるものとする。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続)

第21条 登録簿を閲覧しようとする者は、第23号様式による閲覧簿に、住所、氏名、閲覧年月日、閲覧する敷地の所在地及び閲覧の目的を記入して、係員に申し出なければならない。

(閲覧の拒否等)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

(持ち出しの禁止)

第23条 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(登録簿の返還)

第24条 閲覧者は、閲覧を終了したとき又は閲覧時間を経過したときは、直ちに登録簿を返納しなければならない。

(適合証明)

第25条 省令第60条の規定により、法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項又は第53条第1項の規定に適合している旨の証明書の交付を受けようとする者は、第24号様式による証明申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 計画する建物の各階平面図及び立面図
- (5) 計画建物が証明を受けようとする法の規定に適合していることを証する書面
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(身分証明書)

第26条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、第25号様式によるものとする。

(手数料の納付等)

第27条 開発行為等に関する申請・交付手数料は、第26号様式による開発行為等手数料納付書により納付するものとし、第26号様式による納付証明書を当該申請書等に添付するものとする。

(申請書の提出部数)

第28条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する申請書及びこれらに添付する図書等の提出部数は、正本及び副本各1通とする。ただし、各届出書及び第18条の規定による登録簿の写しの交付申請にあっては、1通とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(手数料納付書に関する経過措置)

2 第28条の規定にかかわらず、平成8年5月31日までの間における手数料の徴収については、焼津市財務規則(昭和40年焼津市規則第13号)第51条に規定する納付書により行うものとする。

附 則(平成12年3月29日規則第20号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月9日規則第1号)

この規則は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の施行の日から施行する。

附 則(平成13年8月21日規則第13号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の焼津市開発行為等に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の焼津市開発行為等に関する規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成14年9月2日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月28日規則第15号)

1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の焼津市開発行為等に関する規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の焼津市開発行為等に関する規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

附 則(平成19年2月19日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の焼津市開発行為等に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成19年8月22日規則第53号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成24年3月27日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。